

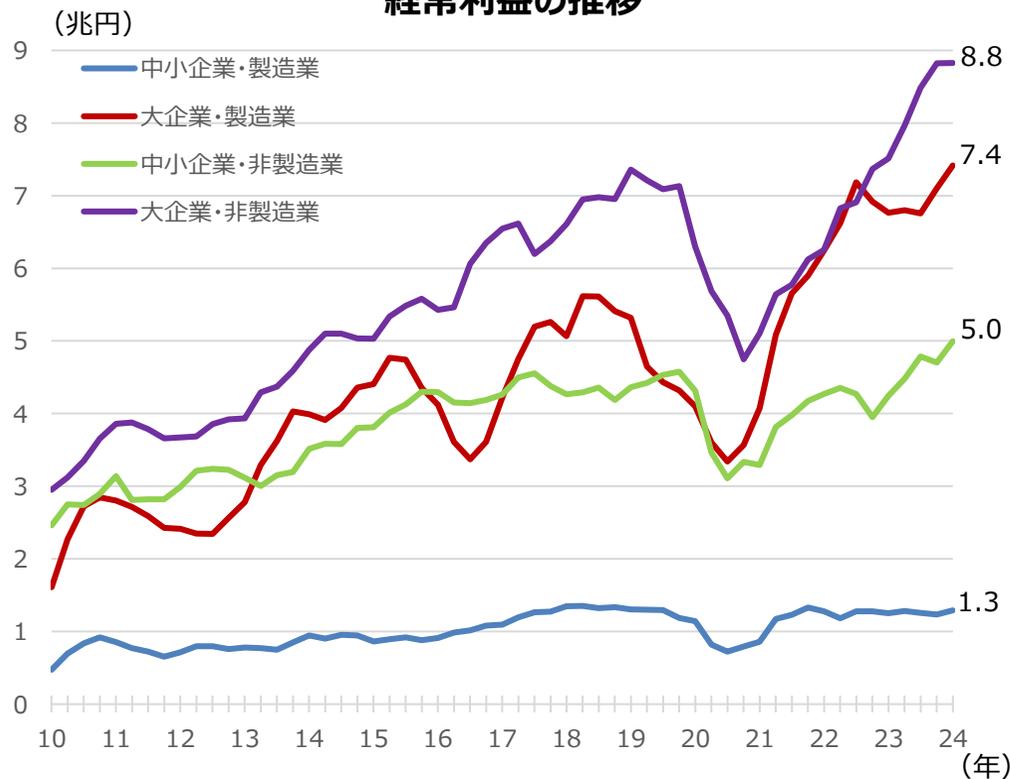
価格転嫁・取引適正化にかかる 最近の動きと今後の対策

令和6年9月
東北経済産業局

「経済の好循環」を実現するためには中小企業との取引条件の改善が必要

- 「成長と分配の好循環」を目指す上で、大企業の業績を中小企業の賃上げまでつなげていくことが大きな課題。
中小企業の業績は、大企業と比較して低い傾向が継続しており、価格転嫁を進めることが重要。
- 2024年の従業員300人未満の企業における「春闘賃上げ率」は、物価高騰や人手不足等を背景に**4.45%の伸びを記録。**
- **サプライチェーン全体で一層の価格転嫁が進み、中小企業の賃上げが継続的に行われるように、価格転嫁・取引適正化と生産性向上支援を推進することが重要。**

経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 資本金10億円以上の企業を大企業、資本金1000万円以上1億円未満の企業を中小企業とする。
後方四半期移動平均で算出。

春闘賃上げ率の推移 (従業員300人未満)



(出所) 日本労働組合総連合会資料から作成。

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 宣言の更なる拡大に向けて、昨年2月に、**経済産業大臣から地方経済産業局長に、自治体や経済団体への働きかけを指示。**
- 「自治体・経済団体等による**協定締結や共同宣言**」、「**宣言企業への自治体補助金での加点措置**」などの**地域での取組が47都道府県まで拡大。**

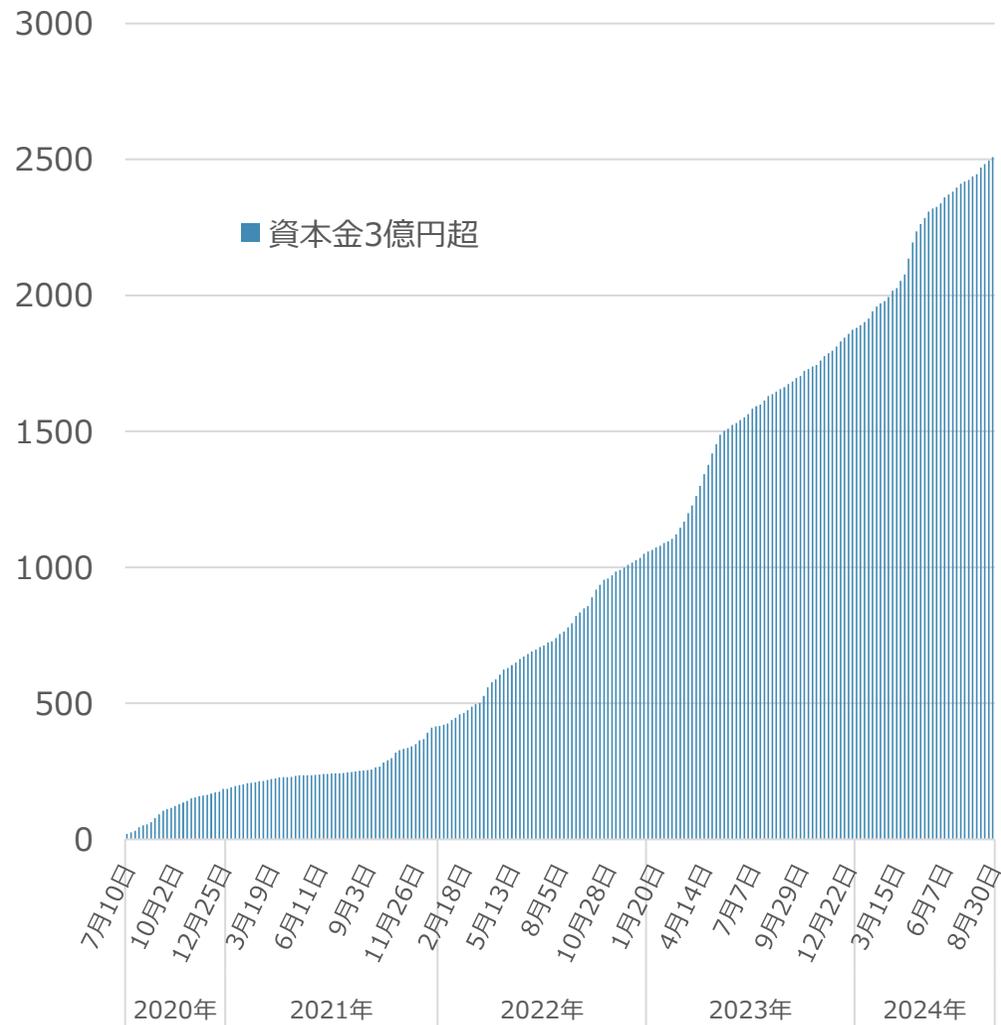
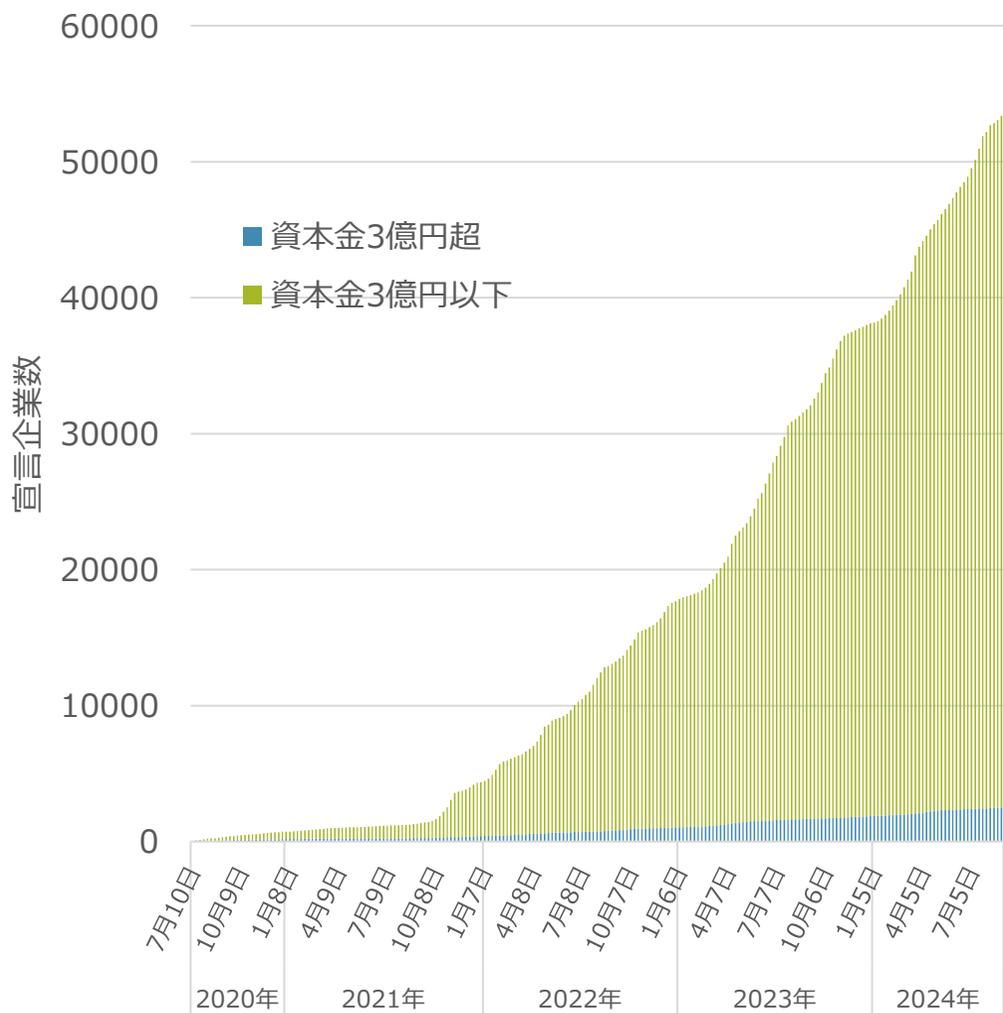
〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2024年8月30日時点）〉



パートナーシップ構築宣言の宣言数

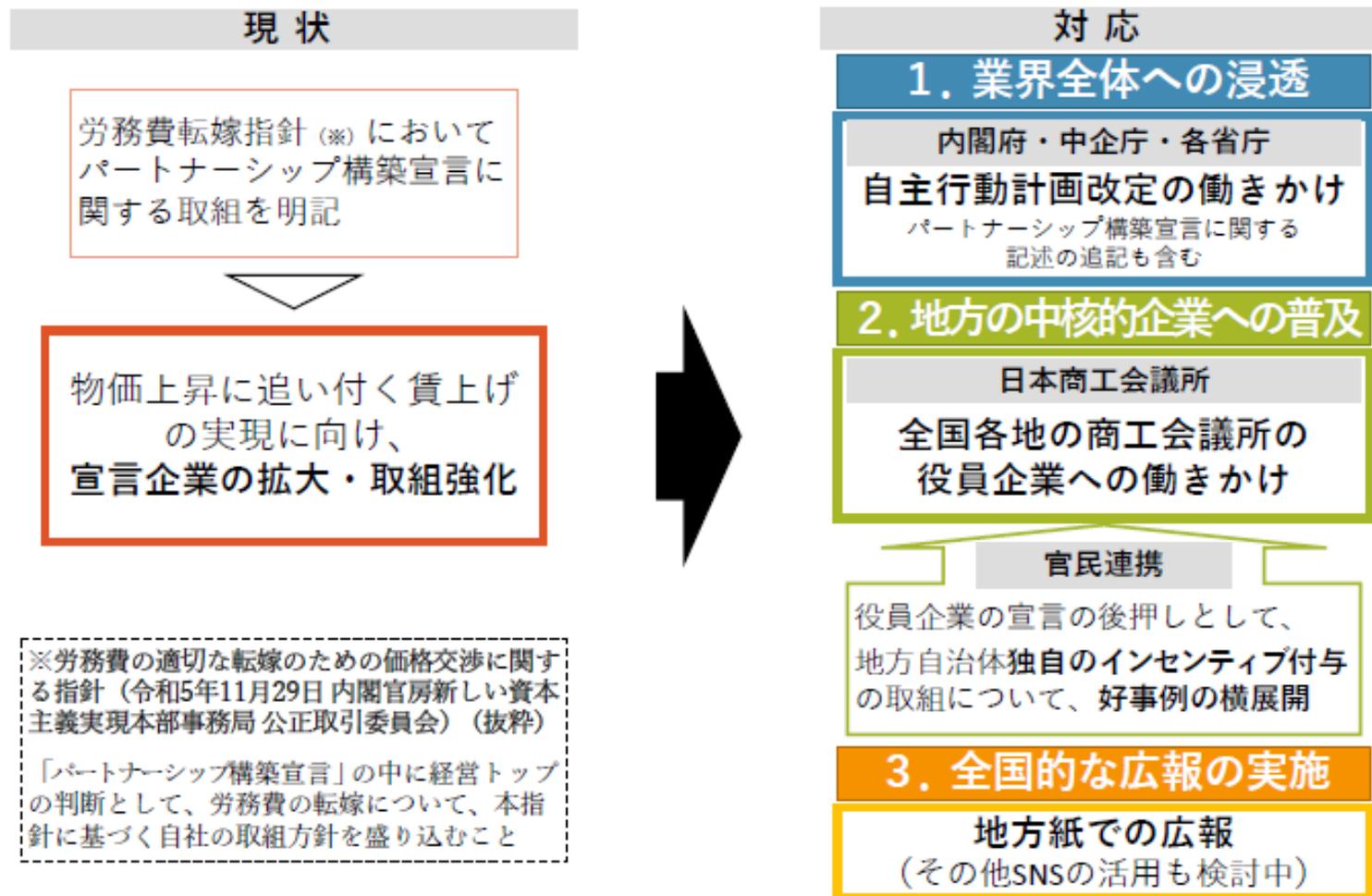
● 2024年8月30日時点で**53,383社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,508社**）

■ 宣言数の推移



今後の取組の方向性

- 労務費転嫁指針の策定も踏まえ、取組を強化。
【全国規模での取組】
 自主行動計画改定（パートナーシップ構築宣言の位置づけ等）の働きかけによる**業界全体への浸透**
【地方における取組】
 全国各地の商工会議所への働きかけによる**地方の中核的企業への普及**
- 以上の取組に加え、政府広報の実施等により、**全国的に機運を醸成し、宣言企業の拡大を図る。**



- 宣言企業の取組状況を把握し、実効性の向上につなげるため、宣言企業への調査(2021年度～)及び、下請企業への調査(2022年度～)を実施。

宣言企業調査 (宣言企業の自己評価)

- 調査対象：2023年7月28日時点で宣言を行っているパートナーシップ構築宣言企業
- 調査票の配布企業数：30,600社 (うち、資本金3億円超の大企業は1,614社)
- 調査期間：7月31日～9月7日
- 回答した宣言企業数：17,033社 (昨年は5133社) うち、大企業は1,274社 (昨年は550社)
- 回答率：約56%(大企業は約80%)

下請企業調査 (下請企業による宣言企業の評価) ※下請企業は発注側企業を最大6社まで選択して回答

- 調査対象：2022年7月7日時点の資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業のうち、3社以上と取引実績をもつ受注側企業
- 調査票の配布企業数：75,000社
- 調査期間：8月1日～9月10日
- 回答した下請企業数：3,581社
- 下請企業5社以上から回答の集まった宣言企業数：229社 (昨年は160社)
- 回答率：約4.8%

春闘に向けた賃上げ・価格転嫁対策の一連の施策

| | |
|----------|--|
| 1月12日（金） | 齋藤経産大臣より、価格交渉・転嫁についての「 企業リスト（220社） 」と、「 大臣名で指導・助言を行う旨 」の公表 |
| 1月15日（月） | 岸田総理と、災害対応・賃上げ・投資等に積極的な中小企業との車座対話 (岸田総理、齋藤経産大臣、矢田補佐官、中小企業5社・大企業1社) |
| 1月19日（金） | 「中小企業の活力向上WG」 （森屋副長官、藤井補、中企庁長官、関係局長） ⇒ 各業界における「自主行動計画」を、「労務費の指針の遵守」、「原材料・エネルギー価格の全額転嫁を目指す」方向での改正、約束手形、型取引の適正化 等を指示 |
| 1月22日（月） | 「政労使の意見交換」 （総理、芳野連合会長、十倉経団連会長・小林日商会頭 等） |
| 1月下旬 | 春闘キックオフ（労使トップ会談）、 「労務費指針 関係省庁連絡会議」 （村井副長官、各省局長） |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none">・ 春闘 労使交渉本格化、・ 「次回3月の月間」での交渉・転嫁を、業界団体（約1500）へ依頼 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none">・ 春闘 集中回答（3月中旬）→ その後、中小企業の賃上交渉が本格化・ 2024年3月「価格交渉促進月間」（6回目）の実施 |

「政労使の意見交換」(1月22日)

- 政府と労使の代表による「政労使の意見交換」(第3回)が開催。
- 総理からは「**適正な価格転嫁を我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めてサプライチェーン全体で定着させる**」ための施策等を発言。



岸田総理発言

- 第1に、経済界の皆さんには今年の春季労使交渉において、物価動向を重視し、**昨年を上回る水準の賃上げをお願いいたします。**…
- 第2に、…我が国全体で賃金を引き上げていくためには、全従業員数の7割が働く、**中小企業・小規模企業における賃金引き上げが不可欠です。そのためには、労務費の価格転嫁を通じて、賃上げの原資を確保することが鍵**になります。政府としては、賃上げ税制の拡充や、…省力化投資補助金などの賃上げ促進策を実行に移すとともに、労務費の価格転嫁対策に全力で取り組みます。
- 昨年末に決定した「**労務費指針**」に定めた**12の行動指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請**するとともに、独占禁止法等に基づく厳正な対処を行います。**適正な価格転嫁を我が国の新たな商習慣として中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着**させます。このため、合計**1873**の業界団体に対し、**指針の徹底と取り組み状況のフォローアップ**を要請しました。さらにコストに占める労務費の割合が高い、あるいは労務費の転嫁率が低いと言った、特に対応が必要な**22業種**については、各団体に対し**自主行動計画の策定や、転嫁業況の調査改善**を要請いたします。フォローアップのため、**村井官房副長官をヘッドとして、関係省庁連絡会議を設置**いたします。実行あるのみです。
- 第3に、医療・福祉・障害福祉分野などの**公的価格の引き上げ**です。…
- 第4に**非ホワイトカラー職の賃金の引き上げ**です。…政労使の議論が地方にも波及していくよう、厚生労働大臣は、経済産業大臣や公正取引委員会委員長と協力しながら、**地方版政労使会議の開催を一層積極的に進めてください。**



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のポイント

- 価格転嫁の難しい**労務費**に関する「発注者、受注者それぞれが採るべき行動」の指針を、**内閣官房・公正取引委員会**が昨年**11月29日**に策定・公表。
- **受注者が価格交渉し易いよう、労務費、原材料費、エネルギーコストを分けて交渉するための価格交渉の様式例**を添付。

【発注者が採るべき行動】(ポイント)

- ① 転嫁を**受け入れる取引方針**を、**経営トップ**まで上げて決定。その方針を社内外に示す。
 - ② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場**を設ける。受注者から協議の求めがあればこれに応じる。
 - ③ **公表資料**(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づく**根拠資料**を、合理的なものとして尊重。
- 等 6 指針

【受注者が採るべき行動】(ポイント)

- ① **価格転嫁サポート窓口**や**下請かけこみ寺**、商工会・商工会議所等の窓口にご相談するなど、**積極的に情報収集して交渉**する。その際に、添付の「**価格交渉 様式例**」も活用する。
 - ② 根拠資料として、**最低賃金上昇率などの公表資料**を用いる。
- 等 4 指針

〈価格交渉 様式例〉

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添

価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

〇4年〇月〇日

(発注者) 御中

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格(主材費、部品購入費等)

| (例) | 単価 | 数量 | 金額 | (備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%) |
|----------------|----|----|----|-----------------------|
| 材料・品番 | | | | |
| 小計 | 円 | | | |

2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

| (例) | 単価 | 総使用量 | 貴社向け売上比率 | 金額 | (備考)単価上昇率(%) |
|--------------|----|------|----------|----|--------------|
| 電気代 | | | | | |
| 小計 | 円 | | | | |

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

| (例1) | 改定前の労務費総額 | 労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出 | 貴社向け売上比率 | 金額 |
|------|-----------|---|---------------------------------|----|
| | 円 | | % | 円 |
| (例2) | 現在の労務費単価 | 人数 | 労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 | 金額 |
| | 円/人・日 | 人・日 | % | 円 |
| 小計 | 円 | | | |

4 その他

(例) 設備費却費、保管料、輸送費等

小計 円

最近の政府の動き

- 6月21日に経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）が閣議決定。
- デフレ経済から脱却し、成長型経済を実現させるため、物価上昇を上回る賃上げの定着が重要。そのため、労務費転嫁の円滑化や商慣行の思い切った見直しを含め、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の取組み強化に関する方針が示された。
- 第3回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議（6月27日）では、前回会議（3月19日）指示事項に対する対応状況を確認。

【経済財政運営と改革の基本方針2024】

第2章 1. 豊かさを実現できる「所得増加」と「賃上げ定着」

（3）価格転嫁対策

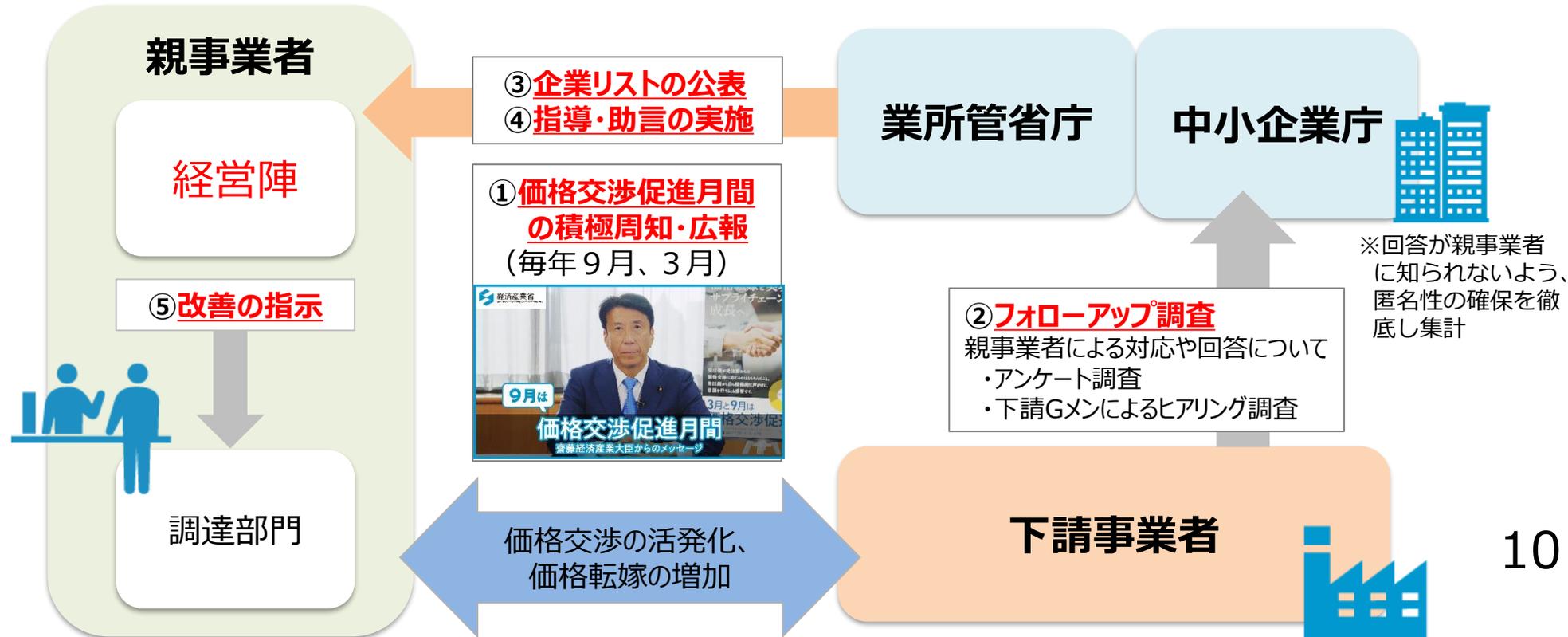
新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現する。このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」を周知徹底する。価格転嫁円滑化の取組について実態調査を行い、**転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求める**。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促す。**パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組む**。中小企業等協同組合法13に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組む。サプライチェーン全体における手形等の支払サイト短縮・現金払い化、利用の廃止に向けた工程の検討を進める。

【第2回 労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議（3月19日）内閣副官房長官指示事項】

- **指針を反映するための自主行動計画の改定や、指針を踏まえた自主行動計画の新たな策定**について、今月末までに完了すること
- **各業界で指針に沿った対応がなされているか**について、業界団体と連携し、**実態調査を実施、価格転嫁の状況を把握した上で、不十分な場合には、速やかに改善策を検討**すること
- 公正取引委員会の行う**指針の遵守状況**についての特別調査に、**各省庁も積極的に協力**すること
- 中小企業庁の価格交渉月間の調査においても、**業界ごとの労務費の転嫁率等のデータを把握**すること

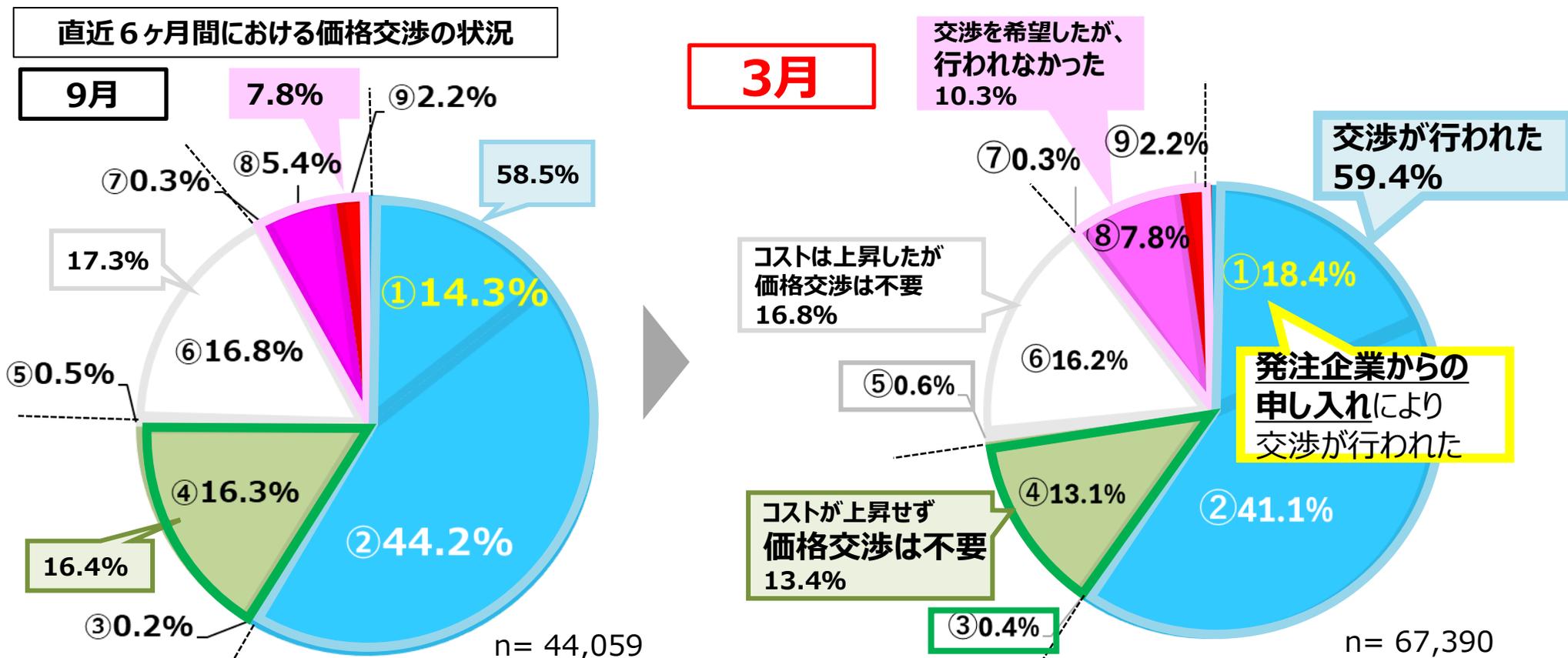
「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
- ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査（30万社）**、**②下請Gメンによるヒアリング**」を実施し、結果を取りまとめ。
- ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げて来た。
- 2021年9月に開始。 **今年9月は、7回目の「価格交渉促進月間」。**



価格交渉の状況（2024年3月FU調査結果） ※2024年6月21日公表

- 「発注企業から交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、昨年9月から更に増加（14.3%→18.4%）。（昨年3月 7.7%）
- 発注企業との価格交渉が行われた割合も、微増（58.5%→59.4%）。
⇒ 発注企業の方からの交渉申し入れも浸透し始め、価格交渉できる雰囲気は更に醸成されつつある。
- 一方で、「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」割合が増加（7.8%→10.3%）。
⇒ 引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉の機運醸成が必要。

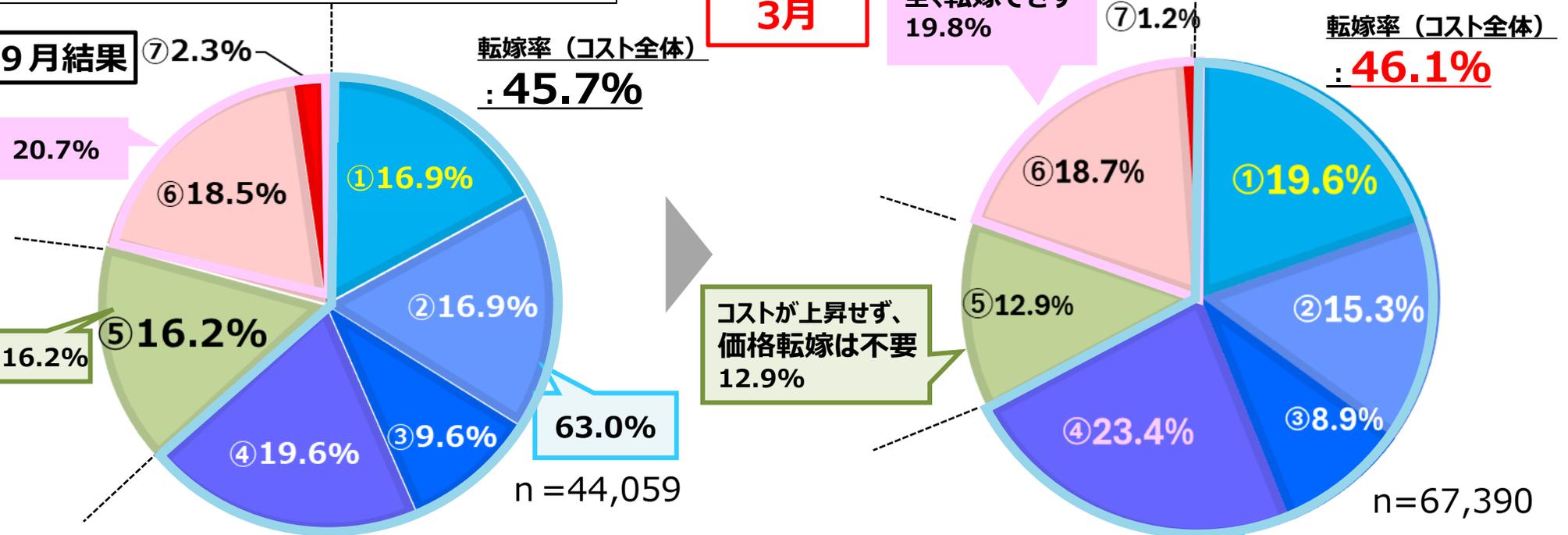


※①～⑨の凡例（中小企業への質問項目）は次ページ参照

価格転嫁の状況①【コスト全般】（2024年3月FU調査結果）

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増（45.7%→46.1%）。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額（10割）**価格転嫁できた割合（①）は約**3ポイント増加**（16.9%→19.6%）。**一部でも**価格転嫁できた割合は、約**4ポイント増加**（63.0%→67.2%）。
 - 一方、**1～3割しか**価格転嫁できなかった割合（④）は約**4ポイント増加**（19.6%→23.4%）。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で**2極化の兆し**もあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況



問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

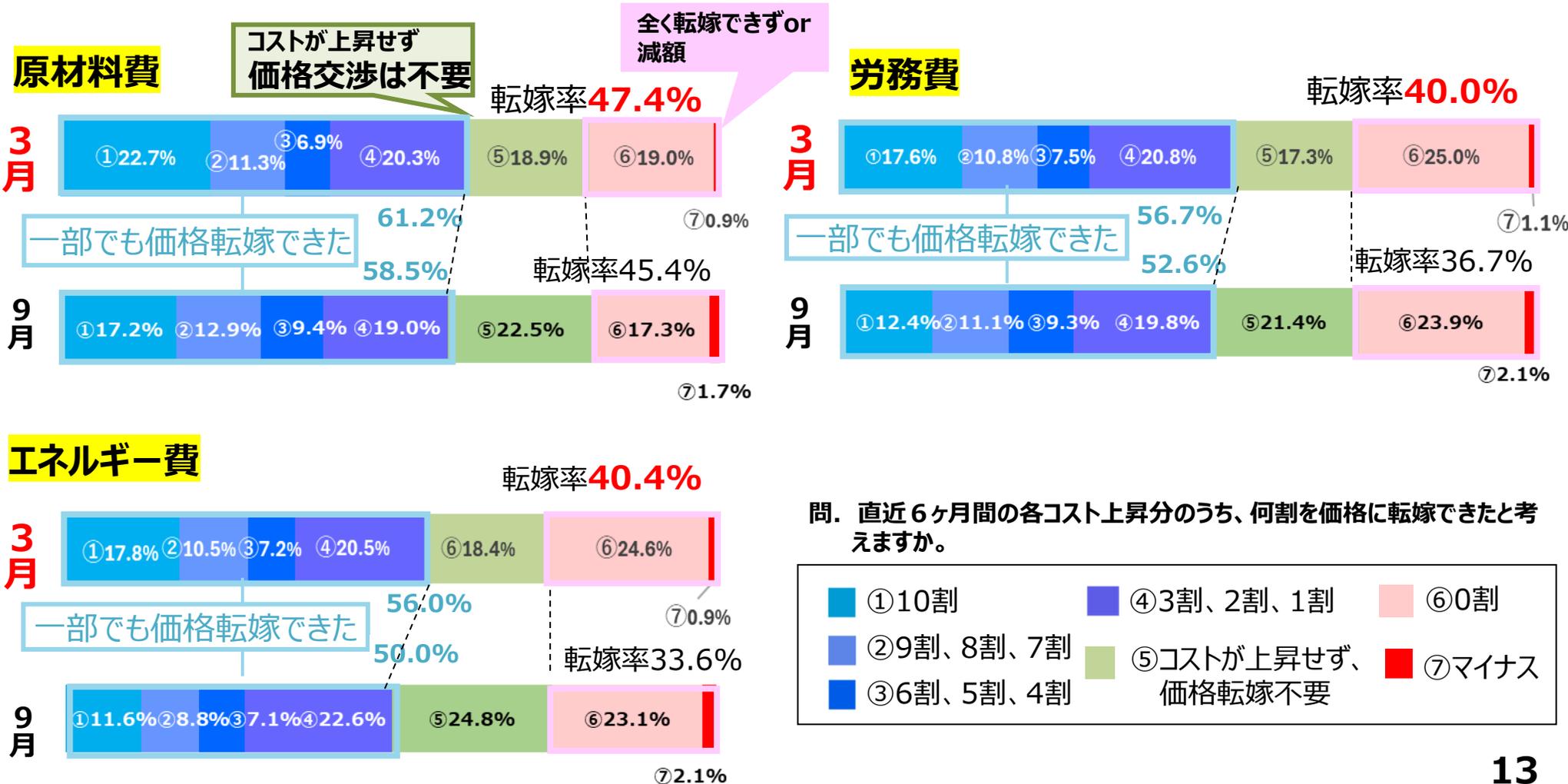
| | | |
|--------------|---------------------|----------|
| ■ ① 10割 | ■ ④ 3割、2割、1割 | ■ ⑥ 0割 |
| ■ ② 9割、8割、7割 | ■ ⑤ コストが上昇せず、価格転嫁不要 | ■ ⑦ マイナス |
| ■ ③ 6割、5割、4割 | | |

一部でも価格転嫁できた
67.2%

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】 (2024年3月FU調査結果)

- 労務費、エネルギー費の転嫁率は、原材料費と比較して約7ポイント低い水準だが、前回（昨年9月）よりも差は縮小（▲10ポイント→▲7ポイント）。

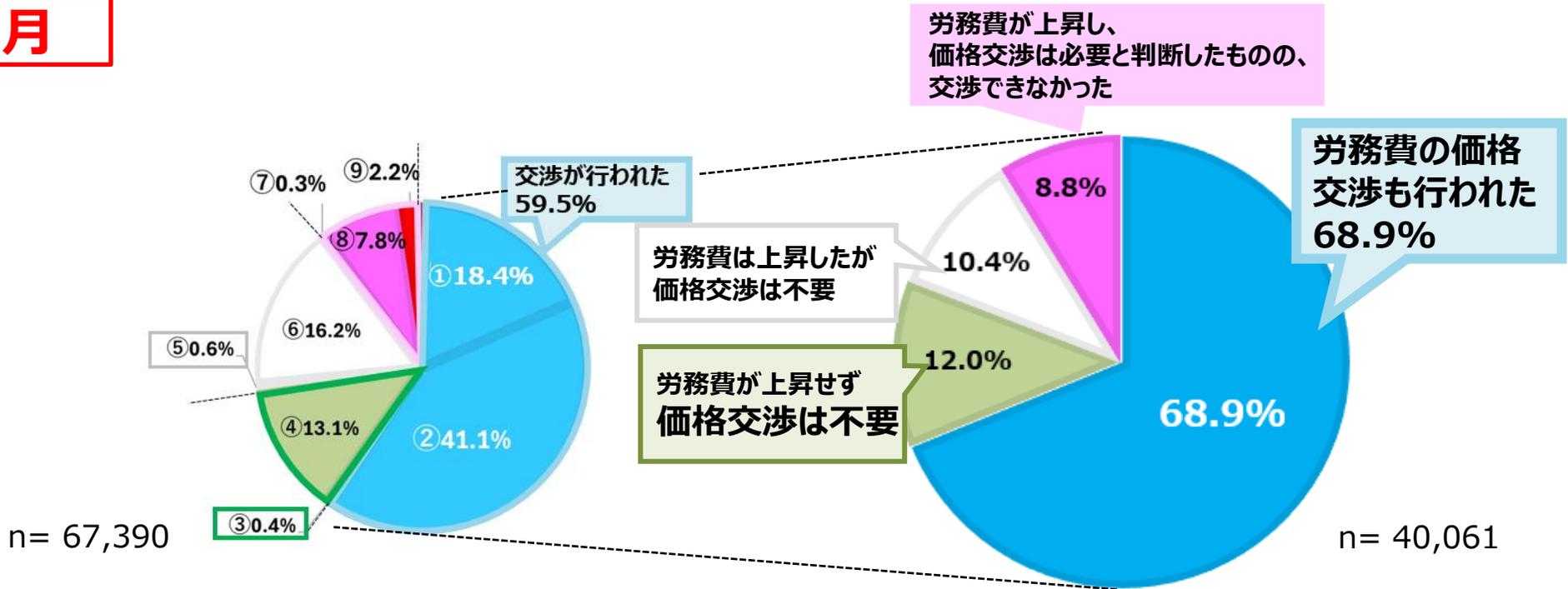
⇒ 労務費の指針や、エネルギー費の全額転嫁を目指す旨の振興基準（本年3月改正）等の影響が、徐々に浸透しつつある。



労務費についての価格交渉の状況（2024年3月FU調査結果）

- 今回調査では、**昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。**
 - **価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。**
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「**労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった**」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「**自助努力で解決すべき**として、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求される**エビデンスを示す事が出来ず**、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「**労務費が上昇しているのは御社だけではありません。**」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ **10年以上同様の業務（工事）**を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2024年3月の価格交渉促進月間の結果）

● 8月2日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（290社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表したところ。

| 法人番号 | 企業名 | ①回答企業数 | ②価格交渉の回答状況 | ③価格転嫁の回答状況 |
|---------------|-------------------|--------|------------|------------|
| 1010001000006 | 五洋建設(株) | 17 | ア | イ |
| 1010001001805 | 鹿島道路(株) | 12 | ア | ア |
| 1010001008668 | J F Eスチール(株) | 21 | ア | イ |
| 1010001008825 | 東京電力ホールディングス(株) | 10 | ア | イ |
| 1010001034730 | (株)内田洋行 | 15 | イ | イ |
| ⋮ | | | | |
| 3240001041231 | (株)エディオン | 11 | エ | ウ |
| 3390001009478 | スリーエムジャパンプロダクツ(株) | 10 | ウ | イ |
| ⋮ | | | | |
| 4010601022396 | (株)一条工務店 | 26 | エ | ウ |
| 4010701009640 | (株)明電舎 | 15 | イ | イ |
| ⋮ | | | | |
| 7010401057862 | タマホーム(株) | 13 | エ | ウ |
| 7010401088742 | (株)大林組 | 51 | ア | イ |
| ⋮ | | | | |

（価格交渉/転嫁の評価）

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての回答の平均値（※10点満点）をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、4点以上

ウ：4点未満、0点以上

エ：0点未満

- 業界団体が策定する自主行動計画の順守状況を把握するための「自主行動計画フォローアップ調査」と、中小企業の取引慣行の現状を把握するための「取引条件改善状況調査」における共通の設問を集計。
- 調査全体では重点5課題を中心に調査を行っているが、ここでは①価格転嫁、②支払条件（手形）、③型取引に関して取り上げる。

調査期間

2023年10月～12月

分析対象調査

令和5年度「自主行動計画フォローアップ調査」（実施主体・業界団体）

- 調査対象：9,538社（自主行動計画策定団体加入企業）
- 回答企業数：2,676社、回答率：28.6%

令和5年度「取引条件改善状況調査」（実施主体・中小企業庁）

- 調査対象：90,000社（受注側80,000社、発注側10,000社）
- 回答企業数：26,458社、回答率：29.40%

調査内容

「未来志向型の取引慣行に向けて」重点課題等

- 価格決定方法の適正化
- 支払条件の改善
- 型取引の適正化
- 知的財産・ノウハウの保護
- 働き方改革に伴うしわ寄せ防止

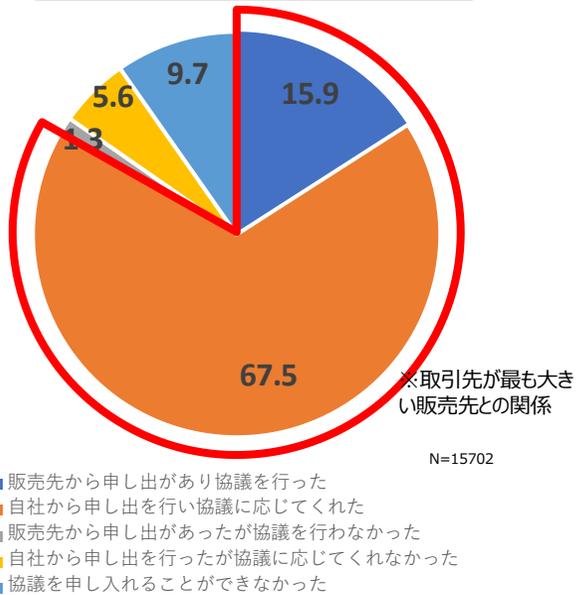
集計にあたって

- 報告書本文及び図表の構成比は、各回答を選択した企業数が有効回答数に占める割合を示す。
- 各スライドにおける割合は四捨五入をしており、合計が100%とならないことがある。

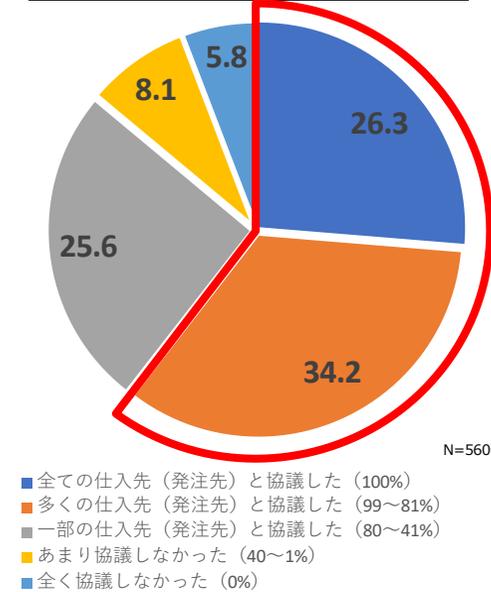
価格決定方法の適正化（①価格決定に関する協議状況）

- 受注者側では、主な取引先との関係で協議を行うことができた企業は約83%。発注者側では、8割以上の仕入れ先と協議をした企業が約60%、4割以上の仕入れ先と協議をした企業まで含めると約85%の企業が協議を行っている。協議を行う頻度は増加している傾向にある。

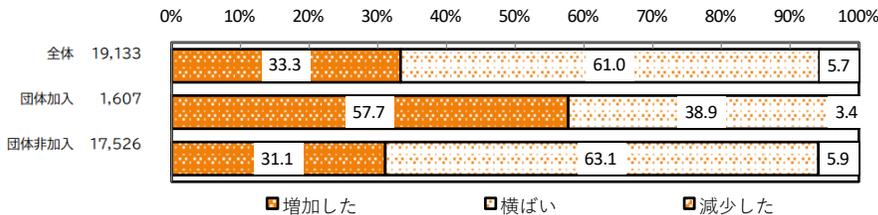
協議の実施状況（受注者側）



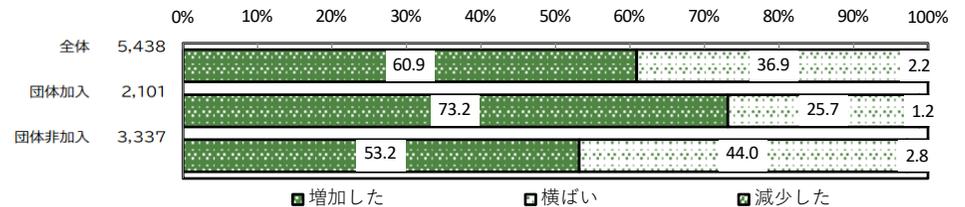
協議の実施状況（発注者側）



2021年以前と比較した協議の頻度の変化（受注者側）



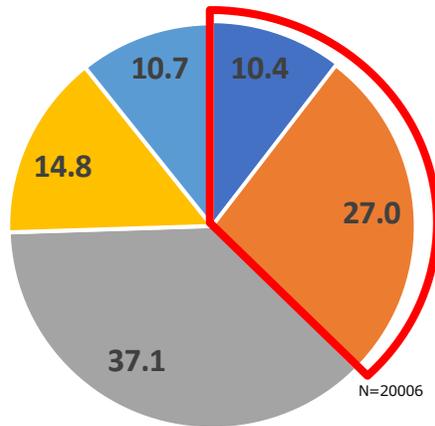
2021年以前と比較した協議の頻度の変化（発注者側）



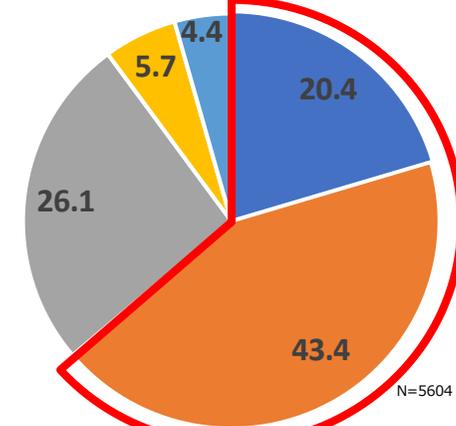
価格決定方法の適正化（②変動コストの反映状況）

- 受注者側では、主な取引先との関係で8割以上反映されたとする事業者は約37%。発注者側では、主な取引先との関係で8割以上反映したとする事業者は約64%。コスト全般の反映状況に関する意識は大きく乖離している。
- 費目別では、特に労務費について、受注者側・発注者側ともに反映が難しい状況にある。

コスト全般の価格反映状況（受注者側）

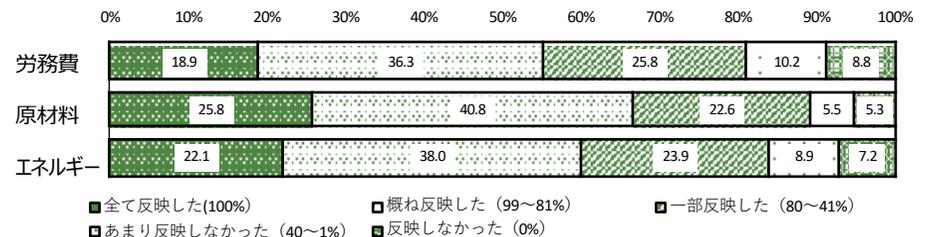
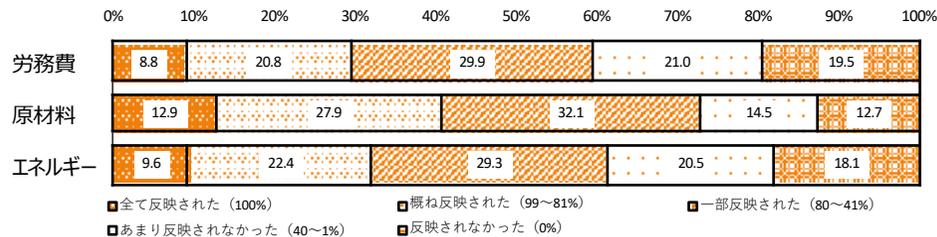


コスト全般の価格反映状況（発注者側）



- 全て反映された（100%）
- 概ね反映された（99～81%）
- 一部反映された（80～41%）
- あまり反映されなかった（40～1%）
- 反映されなかった（0%）

- 全て反映した(100%)
- 概ね反映した（99～81%）
- 一部反映した（80～41%）
- あまり反映しなかった（40～1%）
- 反映しなかった（0%）



各業界団体へ、下請Gメンが収集した取引上の問題を踏まえ、改善点を指摘

- 下請Gメン：令和5年1月より、248名から**300名体制**へ増員。令和6年度より**330名体制**へ増強。
- 下請Gメンは、**令和5年4月～12月までに、11,725件**のヒアリングを実施（内訳等は以下に記載）。
- 中小企業庁より、各業界団体に対し、**業界ごとの取引上の課題**を指摘。加えて、業種横断的に、「**価格転嫁**」、「**手形等の支払い条件**」、「**型取引**」等のテーマごとの問題点も指摘。

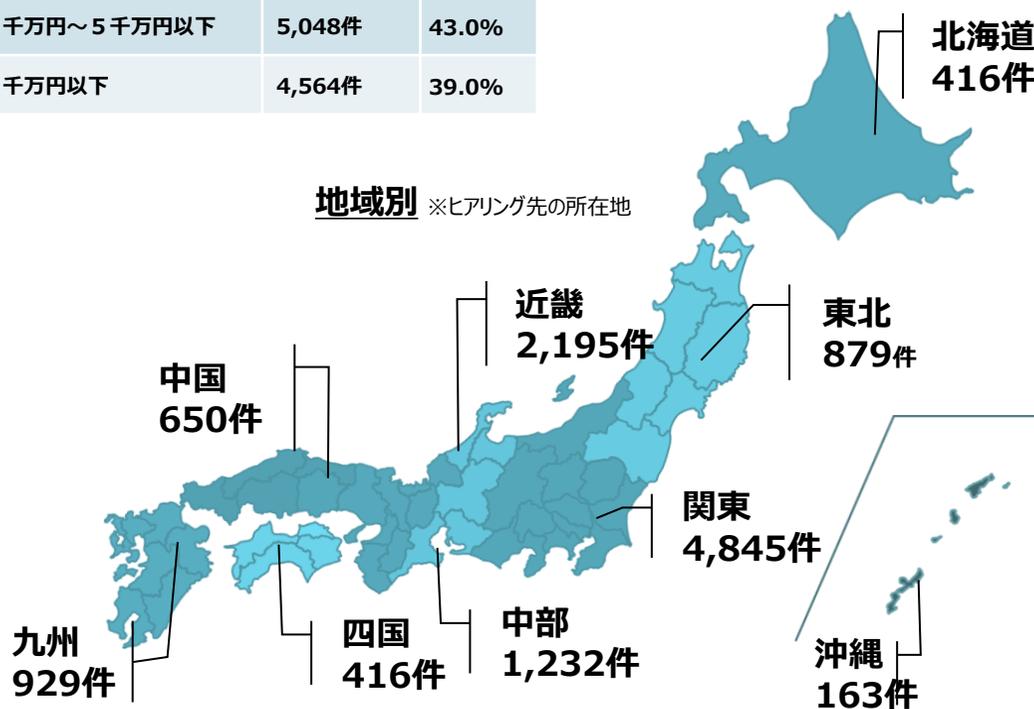
業種別

| 業種 | 件数 | 業種 | 件数 | 業種 | 件数 |
|-----------------|-----|---------------|-------|---------|-------|
| 01自動車・自動車部品 | 230 | 11金属産業 | 1,595 | 21食品産業 | 616 |
| 02素形材 | 428 | 12化学産業 | 767 | 22飲食業 | 6 |
| 03機械製造業 | 492 | 13トラック運送 | 608 | 23不動産管理 | 16 |
| 04航空宇宙工業 | 16 | 14建設業・住宅業 | 845 | 24医薬品 | 64 |
| 05繊維 | 320 | 15警備 | 71 | 25医療機器 | 43 |
| 06電機・情報通信機器 | 485 | 16放送コンテンツ・アニメ | 439 | 26鉄道 | 26 |
| 07情報サービス・ソフトウェア | 631 | 17印刷業 | 558 | 27通信 | 11 |
| 08流通業 | 73 | 18造船 | 16 | 28旅行 | 73 |
| 09建材・住宅設備業 | 196 | 19広告業 | 183 | 29自動車整備 | 137 |
| 10紙・紙加工業 | 376 | 20電力 | 5 | 99その他 | 2,399 |
| 合計 11,725件 | | | | | |

資本金別

| 資本金 | 件数 | 割合 |
|-------------|--------|-------|
| 1億円超 | 233件 | 2.0% |
| 5千万円～1億円以下 | 1,880件 | 16.0% |
| 1千万円～5千万円以下 | 5,048件 | 43.0% |
| 1千万円以下 | 4,564件 | 39.0% |

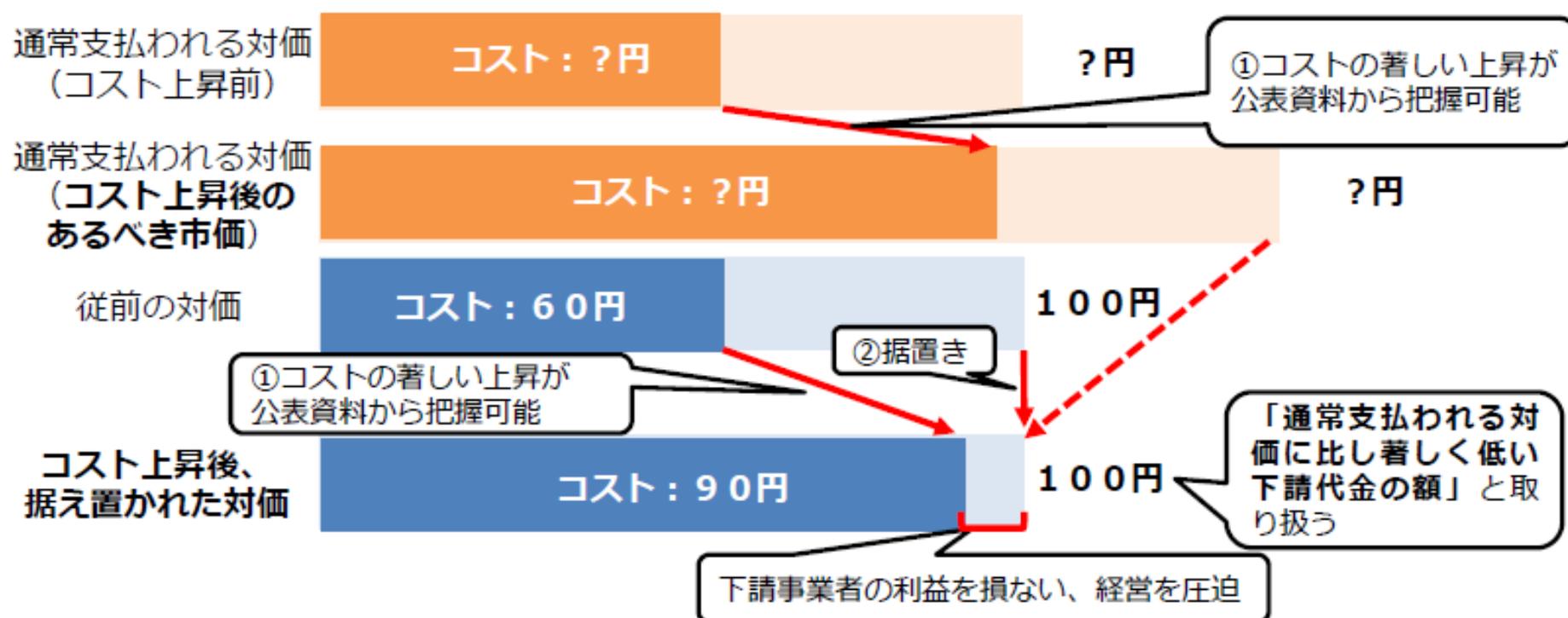
地域別 ※ヒアリング先の所在地



「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について

- ①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている対価は、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになる。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、上記①及び②に該当する下請代金の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」と取り扱うことを明確化する。
- ただし、買ったときに該当するためには、別途「不当に定める」の要件も満たすことが必要。

【コスト上昇局面における取引価格の据置き】（例）



下請中小企業振興法 「振興基準」の改正

価格転嫁を促進するため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改定し、

- ①適切な取引対価の決定にあたって「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る
- ②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする 旨 を追記する。

「振興基準」は、

- ①下請振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
- ②各業界団体（約60団体）が作成する自主行動計画でも、振興基準の遵守が謳われ、
- ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、関連する企業（特に発注者）へ、価格転嫁の実効性向上に繋げるもの

【自民党・中小調査会提言（2023年6月20日） 抜粋】

(1)物価高・賃上げ対策 ●構造的・継続な賃上げに向けた 価格転嫁対策の徹底

(前略)「原材料費・エネルギーコストについては適切なコスト増加分の全額の転嫁を目指す、労務費も適切な転嫁が必要」という考え方を 経済界・社会全体 に提示し、……

【経済財政運営と改革の基本方針2023 について(2023年6月16日閣議決定) 抜粋】

(中堅・中小企業の活力向上)

(前略)原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。

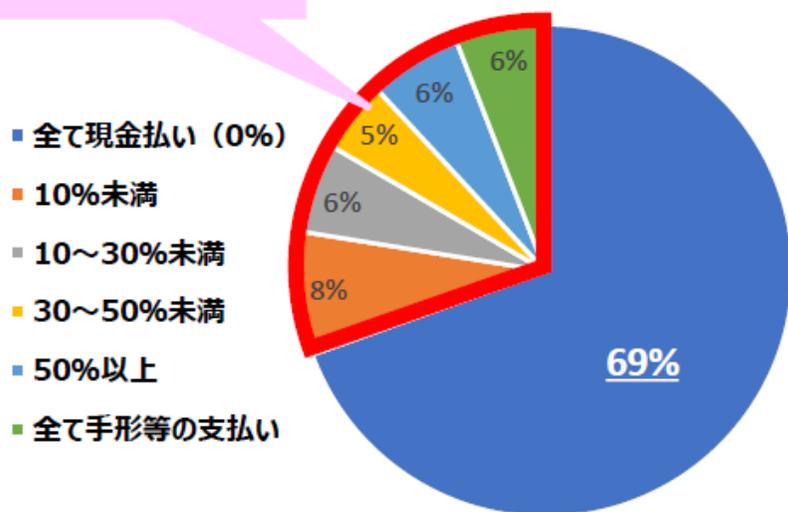
約束手形について

＜取引条件改善状況調査・自主行動計画 F U 調査合計値（令和5年度）＞

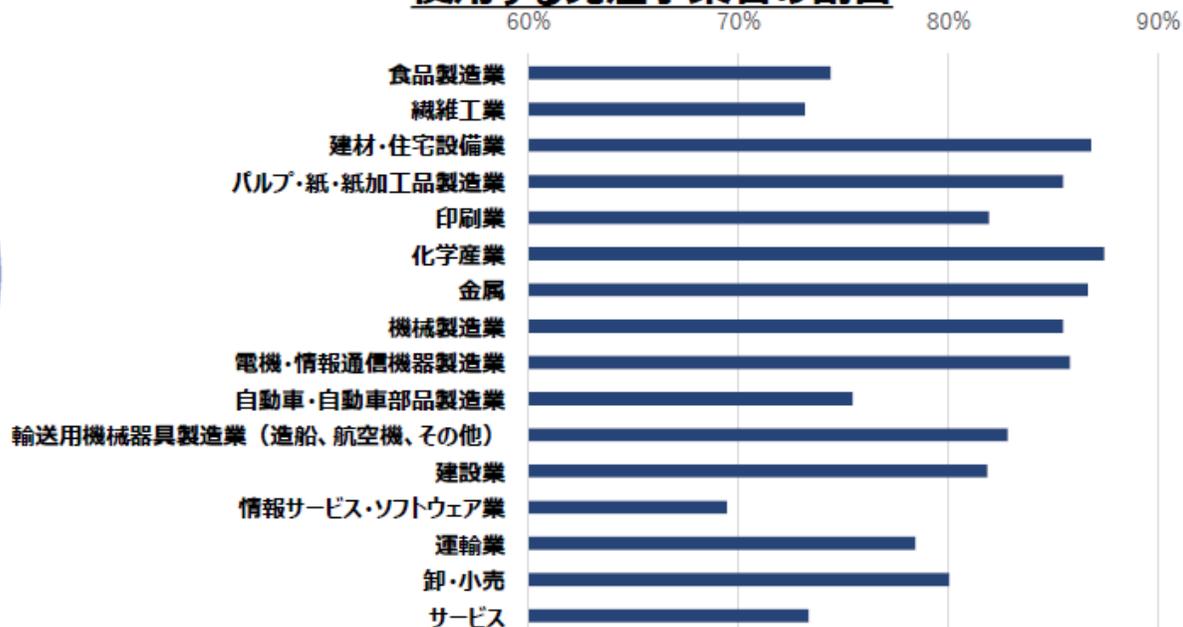
- **令和6年を目途として、現金化までの期間が60日を超える約束手形を、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、公取委・中企庁による指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討中。**
- **（現状）**
 - **代金支払いの中に、一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約31%。**
 - **現金化までの期間が60日超の手形を使用する発注事業者の割合は、業種ごとにばらつき。**
- **下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化するといった支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。**

手形等での支払い
約31%

支払方法（受注側）



【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注事業者の割合

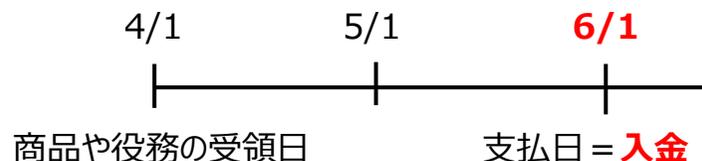


手形等のサイト短縮について（下請法指導基準）

- 手形等（手形・電子債券、一括決済方式（ファクタリング等））のサイトについて、業種を問わず60日以内とする。
令和6年11月1日から運用開始。

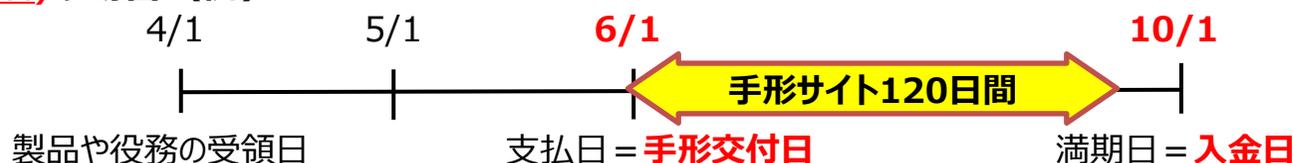
（現状）繊維業は90日・その他業種は120日→（変更後）業種を問わず60日

■ 現金払いの場合（例）



※支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

■ 手形払い(手形サイト120日)の場合（例）



※支払日までの期間（60日） + 手形サイト（120日） = 現金受領までの期間【180日】

<手形の廃止について>

○成長戦略実行計画（2021年6月 閣議決定）

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、**5年後の約束**
手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。」

型取引の適正化について（これまでの取組状況）

1. 2019年12月、「型取引の適正化推進協議会」^(※)、報告書取りまとめ

(※) 学者、中小企業、自動車等の発注者業界団体、鋳造等の下請業界団体が参画。中企庁・製造産業局が事務局。

→ 2021年7月、下請振興法に基づく「振興基準」へ反映

2. 「型」を作成・利用する各業界において、取引適正化に向けた取組を実施。

→報告書・振興基準の改定を受け、自主行動計画の改定。業界ごとに、取組状況のフォローアップ

→2023年3月、下請Gメンヒアリングの結果に基づき、型取引の適正化について、各業界団体に対し自主行動計画の改定・徹底を指示。

3. 2023年、公正取引委員会は初めて、「型」を無償で保管させていた行為等が、下請法に違反する事例を勧告。

→ 公取委・中企庁は、勧告事例を添付の上で、関係業界へ無償保管の予防を周知。今後、実態調査を行う。

団体協約の活用

中小企業組合による団体協約の活用

(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約を結ぶことによって、取引条件を取り決めることができます。



例えば、こんな条件を決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納品に係る支払い条件
(支払期日、支払方法など)
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

○労務費指針でも、『組合による団体協約の締結』を価格交渉の手段であるとして、次のように記載しています。

中小企業等協同組合法等に基づく団体協約を利用すれば、独占禁止法の適用が除外されるため、大企業に対して団体で労務費の転嫁に係る価格交渉を行うことも可能である。独占禁止法が一定の組合の行為に対する適用除外規定を置いている趣旨は、単独では大企業に対抗できない中小事業者によって設立された相互扶助を目的とする組合の事業活動の独立性をある程度確保したまま、一つの事業者として購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行うことを許容するところにある。小規模事業者等にとっては、集団として、大企業である取引事業者に対して取引条件について対等な交渉力を持つことや、大企業である競争者に対等に競争していくことが必要となるという理由で、法律により適用除外が認められているものである。

※中小企業組合による団体協約は、中小企業等協同組合法等の定める要件を満たせば、独占禁止法の適用除外となります。独占禁止法適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問い合わせください。

効果的な価格交渉には 「原価を示した価格交渉」が有効です。

3月と9月は
価格交渉
促進月間！

ご相談ください

価格転嫁サポート窓口

各県のよろず支援拠点に設置
～価格交渉の基礎知識&原価計算手法の
習得支援を行っています。～



下請けかけこみ寺

「原材料価格が倍以上になったのに取引先が価格転嫁を全く認めてくれません！」などの中小企業の取引上の悩みの相談に応じています。

0120-418-618 フリーダイヤル



商工会・商工会議所

～「価格交渉ハンドブック」の活用等により、
中小企業の価格転嫁を支援しています～

ご活用ください

～取引先と価格交渉を行うために準備しておくとい
いツールや、交渉を行う上で押さえておくとい
いポイントなどを、わかりやすくまとめています。～

【改訂版】
中小企業・小規模事業者の
価格交渉ハンドブック

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック(令和6年2月改訂)



中小企業・小規模
事業者のための
価格交渉ノウハウ・
ハンドブック(令
和元年10月改訂)



価格交渉を行う
ための事例集
(平成29年1月改
訂)



ハンドブック、
事例集は、こち
らからご利用く
ださい。

裏面もご覧ください

価格交渉促進月間とは

中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、フォローアップ調査を実施し、状況の芳しくない親事業者に対しては下請中小企業振興法に基づき、大臣名での指導・助言を実施しています。



価格交渉促進月間について



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



Wordファイルです。

価格交渉の申込み様式例

価格転嫁サポート窓口

| 拠点名 | 電話番号 | 設置機関 |
|--------------------|--------------|----------------------|
| 青森県 よろず 支援拠点 | 017-721-3787 | (公財)21あおもり産業総合支援センター |
| 岩手県 よろず 支援拠点 | 019-631-3826 | (公財)いわて産業振興センター |
| 宮城県 よろず 支援拠点 | 022-393-8044 | 宮城県商工会連合会 |
| 秋田県 よろず 支援拠点 | 018-860-5605 | (公財)あきた企業活性化センター |
| 山形県 よろず 支援拠点 | 023-647-0708 | (公財)山形県企業振興公社 |
| 福島県 よろず 支援拠点 | 024-954-4161 | (公財)福島県産業振興センター |



労務費の転嫁を促進します

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する「12の行動指針」
(内閣官房・公正取引委員会) 令和5年11月29日

| 採るべき行動／求められる行動 | |
|--------------------------|---|
| 発注者 | 受注者 |
| ① 本社(経営トップ)の関与 | ① 相談窓口の活用 |
| ② 発注者側からの定期的な協議の実施 | ② 根拠とする資料は最低賃金上昇率等の公表資料とすること。 |
| ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること | ③ 賃上げ要請のタイミング価格交渉を申し出やすいタイミングや、受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。 |
| ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う | ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示すること。 |
| ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと | |
| ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること | |
| 発注者・受注者の双方 | |
| ① 定期的なコミュニケーション | |
| ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管 | |

価格交渉の申込み様式例

労務費、原材料費、エネルギー費それぞれを明示する様式例です。今後の交渉にぜひお役立てください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添
価格交渉の申込み様式(例)

御見積書
〇年〇月〇日
(発注者) 御中 (受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。 見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

内訳

1 原材料価格(素材費、部品購入費等)

| (例) | 単価 | 数量 | 金額 | (備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%) |
|-------|----|----|----|-----------------------|
| 材料・品番 | | | | |
| ... | | | | |
| 小計 | 円 | | | |

2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

| (例) | 単価 | 総使用量 | 貴社向け売上比率 | 金額 | (備考)単価上昇率(%) |
|-----|----|------|----------|----|--------------|
| 電気代 | | | | | |
| ... | | | | | |
| 小計 | 円 | | | | |

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

| (例1) | 改定前の労務費総額 | 労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出 | 貴社向け売上比率 | 金額 |
|-------|-----------|---|---------------------------------|----|
| 円 | 円 | % | 円 | |
| (例2) | 現在の労務費単価 | 人数 | 労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 | 金額 |
| 円/人・日 | 人・日 | % | 円 | |
| 小計 | 円 | | | |

4 その他
(例) 設備償却費、保管料、輸送費等
小計 円

指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独禁法・下請法に基づき厳正に対処。

○その他参考

(1)省力化投資支援

- ①中小企業省力化投資補助事業
- ②IT導入補助金
- ③省エネ補助金・省エネ診断

(2)価格交渉講習会

(3)他県の事例

(1) ① 中小企業省力化投資補助事業 (中小企業等事業再構築促進事業を再編)

令和5年度補正予算額 **1,000億円**

※8月9日以降の応募は随時受付

- 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を強かに支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器 (IoT、ロボット等) のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik

https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik

https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%E&position=31&from_view=search&track=ais

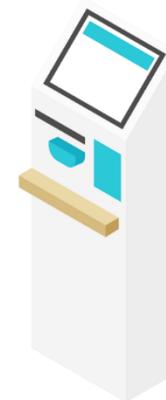
・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik

https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_views=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供: ピクスタ

<https://pixta.jp/illustration/91446448>

| 枠 | 補助上限額 | 補助率 |
|-------------------|--|-----|
| 省力化投資枠 (カタログ型) | 従業員数5名以下 : 200万円(300万円) 従業員数6~20名 : 500万円(750万円) 従業員数21名以上: 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ | 1/2 |

中小企業省力化投資補助金の申請フロー

省力化製品の導入ステップ

導入目的の明確化
・事前準備

情報収集

導入計画

導入決定

導入

運用

中小企業等の申請フロー

本補助金の理解

GBizIDの取得

省力化製品販売事業者の選定

導入製品の選定

補助金の
交付申請

交付決定

補助事業
の実施・
精算

実績報告

補助額確定

効果報告(5年間)

実施検査等の受検

補助金交付

省力化製品販売事業者のみなさまへ

補助金申請は、省力化製品の導入を予定している
中小企業等との「共同申請」をお願いします。

中小企業等のみなさまの省力化製品導入から運用に
対して「補助事業者」としての支援が必要です。(
支援イメージは右記をご参照ください)

※カタログは「中小企業省力化投資補助金」
のホームページに掲載されています。

「カタログ」をもとに
導入製品選定を支援

「公募要項」をもとに
中小企業等と補助金の
共同申請

「製品導入・設置の支援」
及び「精算・証憑の確認」

「導入製品の設置確認」
及び「導入効果の確認」

交付決定後「補助事業者」として伴走支援

①「カタログ」への製品登録は事前の審査による手続きが必要です。詳しくは「省力化製品製造事業者登録要領(PDF)」をご確認ください。

※交付規程・販売事業者登録要領等は後日ご案内いたします。

製品カテゴリ

(2024/9/2時点)

目次

| | 製品カテゴリ | 登録製品数 | 対象業種 | 対象業務プロセス | |
|---|---------------------|-------|-------------------------|---------------------------|----|
| A | 清掃ロボット | 5 | 飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業、小売業 | 清掃業務 | 3 |
| B | 配膳ロボット | 2 | 飲食サービス業、宿泊業、製造業、卸売業 | 配膳業務、搬送業務 | 5 |
| C | 自動倉庫 | 1 | 倉庫業、卸売業、小売業、製造業 | 保管・在庫管理、入出庫 | 7 |
| D | 検品・仕分システム | 2 | 倉庫業、卸売業、小売業、製造業 | 資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫 | 9 |
| E | 無人搬送車 (AGV・AMR) | 10 | 倉庫業、卸売業、小売業、製造業 | 資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫 | 11 |
| F | スチームコンベクションオープン | 76 | 飲食サービス業、小売業、宿泊業 | 調理 | 13 |
| G | 券売機 | 31 | 飲食サービス業 | 注文受付、請求・支払、顧客対応 | 15 |
| H | 自動チェックイン機 | 3 | 宿泊業 | 受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応 | 17 |
| I | 自動精算機 | 2 | 飲食サービス業、小売業 | 請求・支払、顧客対応、注文受付 | 19 |
| J | タブレット型給油許可システム | 7 | 小売業 | 給油 | 21 |
| K | オートラベラー | 3 | 製造業、倉庫業、卸売業、小売業 | 加工・生産、梱包・加工、保管・在庫管理 | 23 |
| L | 飲料補充ロボット | 0 | 小売業 | 飲料補充業務 | 25 |
| M | デジタル紙面色校正装置 | 0 | 印刷・関連業 | 印刷 | 27 |
| N | 測量機 | 0 | 建設業、専門・技術サービス業 | 調査・測量、施工、検査 | 29 |
| O | 丁合機 | 0 | 製造業、倉庫業、卸売業、小売業 | 加工・生産、梱包・加工、出荷、販売・納品 | 31 |
| P | 印刷用紙高積装置 | 7 | 印刷・関連業 | 印刷 | 33 |
| Q | インキ自動計量装置 | 0 | 印刷・関連業 | 印刷 | 35 |
| R | 段ボール製箱機 | 0 | 製造業 | 加工・生産 | 37 |
| S | 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 | 0 | 製造業、廃棄物処理業、卸売業 | 分別業務 | 39 |
| T | デジタル加飾機 | 0 | 製造業 | 加工・生産 | 41 |
| U | 印刷紙面検査装置 | 0 | 製造業 | 検査 | 43 |
| V | 鋳物用自動バリ取り装置 | 0 | 製造業 | 加工・生産 | 45 |
| | 総件数 | 149 | | | |

[製品カタログはこちら \(随時更新\)](#)

https://shoryokuka.smrj.go.jp/assets/pdf/product_catalog.pdf

(1) ②IT導入補助金2024

令和5年度補正予算 2,000億円の内数

- 中小企業等の生産性の向上を目的として、業務効率化やDXに向けて行うITツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請することが必要。
- 2024年2月16日から交付申請受付開始（以降複数回〆切設定あり）。

■ 通常枠

ポータルサイト <https://it-shien.smrj.go.jp/>

生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

■ インボイス枠インボイス対応類型

10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

■ インボイス枠電子取引類型

取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

■ 複数社連携IT導入枠

10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

■ セキュリティ対策推進枠

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

IT導入補助金2024の詳細

| 枠/ 類型 | 通常枠 | | インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!) | | 複数社連携IT導入枠 | セキュリティ 対策推進 枠 | | | |
|----------------|--|-------------------------------|--|--|--------------------------------|----------------------------------|--|--|-----|
| | | | 電子取引類型 | インボイス対応類型 | | | | | |
| 補助 事業者 | 中小企業・ 小規模事業者等 | | 大企業 等 | 中小企業・ 小規模事業者等 | | | | | |
| 補助額 | 5万円 ～ 150万 円 未満 | 150万 円～ 450万 円 以下 | インボイス制度に 対応した 受発注ソフト ～350万円 | インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト 50万円 以下 | PC・ タブレット等 ～10 万円 | レジ・ 券売機 等 ～20 万円 | (1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費 (左記同様) (2)消費動向等分析経費 ^(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円 | 5万円 ～ 100万円 | |
| 補助率 | 1/2 | | 2/3 | 1/2 | 4/5 、3/4 (※2) | 2/3 (※3) | 1/2 | (1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3 | 1/2 |
| 補助 対象 経費 | ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費 | | クラウド利用料 (最大2年分) | ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費 | | | サーバ・セキュリ ティサービス利 用料(最大 2年分) (※4) | | |

令和5年度
補正予算
での拡充点

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2) **小規模事業者については補助率は4/5。** 中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サーバ・セキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

(1) ③省エネ設備への更新支援 (省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】

※令和5年度補正予算額：1,160億円

| 事業区分 | 事業概要 | 省エネ効果の要件 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金限度額 |
|--|--|---|--|---|--|
| <p>(I) 工場・事業場型</p> <p>※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業）</p> <p>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</p> | <p>工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。</p> | <p>①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上</p> <p>先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上</p> | <p>設備費 ・ 設計費 ・ 工事費</p> | <p>中小企業等</p> <p>1 / 2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、2 / 3 以内)</p> <p>大企業・その他</p> <p>1 / 3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、1 / 2 以内)</p> | <p>【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)</p> |
| <p>(II) 電化・脱炭素燃転型</p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</p> | <p>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。</p> <p>対象設備は(III)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ</p> | <p>電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)</p> | <p>設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)</p> | <p>1 / 2 以内</p> | <p>【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円</p> |

※公募期間外

※第4次公募 (I・II型)に関する概要・スケジュール等は、詳細が決まり次第、事務局HPにて公表予定

【公募ページ】



(1)③ 省エネ診断

【令和5年度（中小企業等エネルギー利用最適化推進事）補正予算額：21億円】
【令和6年度（中小企業等エネルギー利用最適化推進事）当初予算額：9.9億円】

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

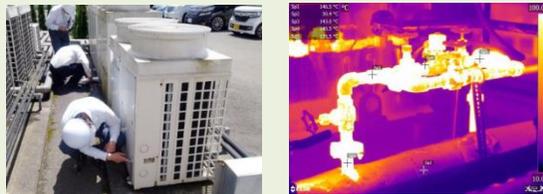
①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを実施。
* **4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施**できている。
- 後日、診断員が、工場でする省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に提案・説明を実施。

省エネ補助金の加点措置

東北地域を対象に省エネ診断をしている支援機関・民間企業※の一例（令和4年度の例）

(一財)省エネルギーセンター(東京都)
(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ(東京都)
NPO法人循環型社会創造ネットワーク(青森県)
NPO法人環境パートナーシップいわて(岩手県)
NPO法人環境会議所東北(宮城県)
NPO法人環境ネットやまがた(山形県)

(株)邑計画事務所(岩手県)
信幸プロテック(株)(岩手県)
(株)あきぎんリサーチ&コンサルティング(秋田県)
山形パナソニック(株)(山形県)
(株)トーホー(山形県)
NPO法人うつくしまNPOネットワーク(福島県)

詳しくは、省エネポータルサイト
(資源エネルギー庁[HP](https://www.ene.go.jp/))でご確認ください。

～様々な省エネ支援制度を紹介

【省エネ関係お問い合わせ先】

東北経済産業局 資源エネルギー環境部

エネルギー対策課 ☎022-221-4932



(2) 価格交渉講習会

- ・中小企業庁では、「下請法」「価格交渉」について、例年実施していたオンライン講習会・e-learningに加えて、今年度は「**価格交渉の対面講習会**」を**47都道府県**で実施。
- ・取引先に価格交渉する際に必要となる価格交渉の知識、ノウハウについてのプログラムを用意。
- ・最新動向から、実例、事前準備や実際の交渉術まで、基礎～実践までを体系的に学べる。

- 基礎編（対面/オンライン）
- ・対面講習会
青森県会場（全4回）

- ① 9 / 6（金） 八戸商工会館
- ② 9 / 11（水） 弘前商工会議所
- ③ 10 / 9（水） 場所未定
- ④ 未定

- 実践編（e-ラーニング）

<対面式講習会申し込みサイト>

<https://kagakukoushou.resv.jp/reserve/calendar.php?x=1725264025>



価格交渉講習会

中小企業者であるみなさまが取引先に価格交渉する際に必要となる価格交渉の知識、ノウハウについて、ご都合に合わせてご参加いただける様々なプログラムを用意しています。最新動向から、その実例、事前準備や実際の交渉術まで、基礎～実践までを体系的に学べます。

自由な参加方法で、価格交渉の基礎を学ぶ。

基礎編

対面/オンライン

申し込む

交渉術の専門家による実践的な交渉術を動画視聴形式で学ぶ。

実践編

eラーニング

申し込む

申し込みは
こちらから



(3) 他地域の事例 (福島県)

価格転嫁セミナー

～価格交渉のポイントを学ぶ～

参加費
無料

令和6年に福島県の主催により県内7地区で開催するセミナーです



講師 菅原毅彦

中小企業診断士。福島県よろず支援拠点コーディネーター。約30年間の地方銀行勤務後、独立。知的資産経営の手法を活かした創業、資金調達、事業計画策定、補助金申請支援など、さまざまな分野での中小企業サポート多数。

申込方法

実施日の1週間前までに「行政手続オンライン申請サービス」の申込フォームからお申し込みください。

申込用URL: <https://x.gd/CEaNK>



申込用二次元バーコード

※チラシ下に記載している問合せ先に電話で申し込むことも可能です。

セミナーの内容

事業者の皆様が直面する物価高、賃上げ、インボイス等に対応するため、価格転嫁をはじめ、生産性を高める業務効率化・補助金等の活用のポイントについて、ご説明いたします。

※「福島県よろず支援拠点」に支援を受けるため、セミナー会場にて次回以降の相談予約を行うことができます。

福島県では、事業者の皆様が価格転嫁を円滑に進めることができるよう、受注者向け「価格転嫁セミナー」を**県内7会場**で開催

| No | 地域 | 実施日時 | 会場 | 定員 |
|-----|-------|--------------------------|--|------|
| 第1回 | 福島市 | 8月29日(木) 13:30~15:00 | ラコパふくしま 会議室BC (福島市仲間町4-8) | 90名 |
| 第2回 | 白河市 | 9月5日(木) 13:30~15:00 | 福島県白河合同庁舎 大会議室 (白河市昭和町269) | 50名 |
| 第3回 | 会津若松市 | 9月12日(木) 13:30~15:00 | 会津大学 103 中講義室M8 (会津若松市一箕町鶴賀字上居合90) | 100名 |
| 第4回 | 南会津町 | 10月10日(木) 14:00~15:30 | 南会津町中央公民館 多目的ホール (南会津町田島字宮本東22 (御蔵入交流館内)) | 100名 |
| 第5回 | 南相馬市 | 10月24日(木) 13:30~15:00 | 原町商工会議所 大会議室 (南相馬市原町区橋本町1-35) | 100名 |
| 第6回 | いわき市 | 11月7日(木) 13:30~15:00 | 福島県いわき合同庁舎 4階大会議室 (いわき市平字梅本15) | 100名 |
| 第7回 | 郡山市 | 11月28日(木) 13:30~15:00 | 福島県ハイテクプラザ 多目的ホール (郡山市待池台1-12) | 100名 |

<福島県HP>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kakakutenka-seminar.html>

※福島県作成募集チラシを東北経済産業局で一部加工

問い合わせ先 福島県商工労働部商工総務課

電話 024-521-7270 (担当 坂本)

主催 福島県

「共感」・「協奏」・「変革」

とものつくる東北。

